

28川こ保第353号  
平成28年6月20日

各民間保育所園長様

川崎市こども未来局  
子育て推進部保育課長

## 川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について（通知）

本市の民間保育所における保育士の配置基準については、これまで、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「条例」という。）並びに川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）により、国の省令に基づき定める最低基準と市が上乗せで配置を求める加配基準を定め、運用を行ってきたところです。

この度、多様な保育の担い手確保の観点から、国の省令が改正され、当分の間、保育士の配置要件の緩和がなされ、本市の条例上も同様の改正を行ったことから、質の担保を図りつつ、市の加配保育士分についても整合を図るとともに、昨年度から通知により行っている非常勤職員の常勤換算の方法も含め、次のとおり取扱うこととしたので通知します。

### 1 朝夕の時間帯等に係る特例について

今回の条例改正により、条例附則第7項に基づき、朝夕の時間帯等で児童の数が少数であるとき、年齢別配置基準保育士が1人となる場合に、最低2人は配置しなければならない保育士の1人について、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者でもよいものとします。

また、この取扱いは、11時間の開所時間外の川崎市延長保育事業の実施時間帯にあっても同様とします。

なお、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は、要綱第5条第6項に基づき、保育所等で保育業務に従事した期間が常勤で1年以上ある者、家庭的保育者及び子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者としませんが、保育所等には、小規模保育事業所、川崎認定保育園など処遇改善等加算の算定対象となる保育施設を含み、常勤で1年以上とは、常勤相当（1日6時間以上かつ月20日以上勤務の場合）で1年以上従事していることを言うものとします。

### 2 多様な担い手の活用に係る特例について

保育所における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を有する保育士が行うことが原則となりますが、近年の保育における労働力需要に対応するため、今回及びこれまでの条例改正等により、次のとおり、保育の質は落とさずに保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することによって、多様な担い手の活用を図るものとします。

#### (1) 看護師・准看護師の配置に係る特例について

看護師は平成25年4月1日、准看護師は平成27年7月7日から、条例附則第6項に基づき又は準じて、乳児を4人以上受入れる場合に1人に限り、年齢別配置基準、その他国基準等又は市加配保育士とみなせるものとしています。

また、乳児を4人以上受入れていない場合であっても、要綱第5条第10項に基づ

き、1人に限り市加配保育士とみなせるものとし、なお当分の間の特例として、その他国基準等保育士としてもみなせるものとします。

なお、その他国基準等保育士とは、公定価格中の90人以下の定員施設における1人分の保育士と保育標準時間認定の児童が利用する施設における1人分の保育士及び主任保育士専任加算の代替保育士1人分を言い、市加配保育士とは、休憩休息保育士及び年休代替保育士を言うもので、以下同様とします。

#### (2) 地域限定保育士の配置に係る特例について

地域限定保育士は平成27年12月17日から、条例第29条第6項の保育士に、神奈川県実施分に限り含むものとして、同等に取扱うものとしています。

#### (3) 保育士登録申請中（手続中）の者の配置に係る特例について

保育士登録申請中（手続中）の者は平成26年8月15日付け雇児保発0815第1号通知に基づき又は準じて、その確認ができる場合は、その他国基準等又は市加配保育士とみなせるものとしています。

#### (4) 小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、その他保育補助者の配置に係る特例について

小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭と市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は、今回の条例改正により、条例附則第8条から第10条までに基づき、看護師又は准看護師と併せて、年齢別配置基準保育士の1/3（端数切捨て）までとその他国基準等保育士としてみなせるものとします。ただし、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の年齢別配置基準保育士への充当は、定員超過分に限るものとします。

また、小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭と市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、その他の保育補助者は、なお当分の間の特例として、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、その他国基準等保育士としてみなしていない人数分に限り、市加配保育士としてみなせるものとします。

さらに、市加配保育士の別類型として、産明け対応保育士については、その他国基準等の人数の範囲に限らず、当分の間、休憩休息保育士等と同様に全職種の充当を可能とします。

なお、小学校教諭等が保育することができる児童の年齢については、その専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心的に保育することが望ましいものとし、保育に従事したことの無い小学校教諭等に対しては、子育て支援員研修等の受講を促すものとし、

### 3 非常勤職員の常勤換算に係る特例について

上記2の多様な担い手の活用に係る特例を適用した上で、なお当分の間の特例として、該当者が非常勤職員の場合には、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、上記2の(4)の特例と併せて、その他国基準等保育士又は市加配保育士として常勤換算を行えるものとします。その際、その他国基準等保育士としては、他の常勤職員の勤務時間数をもって常勤換算を行えるものとし、市加配保育士（産休明け対応保育士を含む）としては、120時間をもって常勤換算を行えるものとします。

（調整第1係・第2係 担当）

電話 044-200-2662

E-mail [45hoiku@city.kawasaki.jp](mailto:45hoiku@city.kawasaki.jp)

# 川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について ~平成28年6月20日から 給付費等の支給上は7月分から~

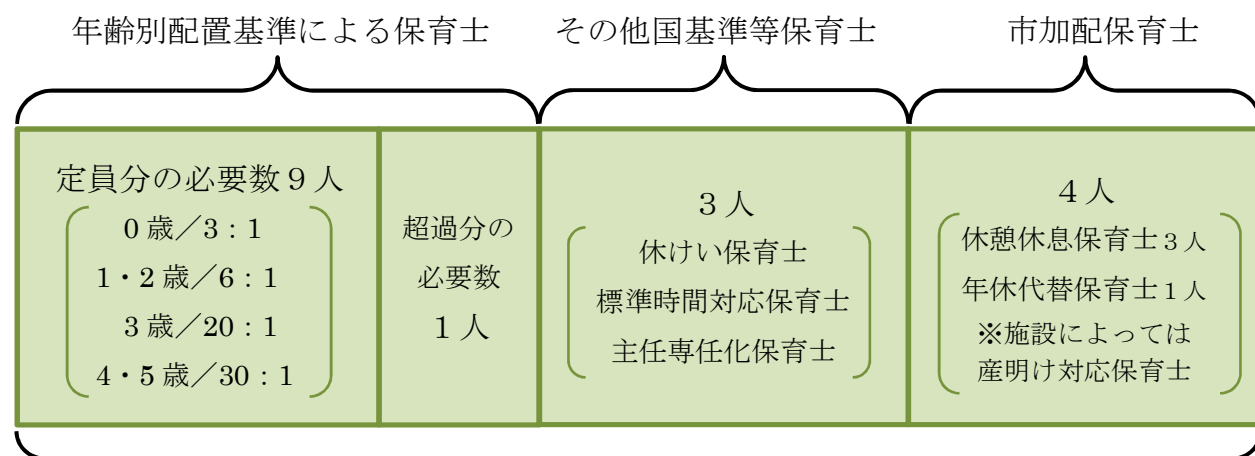
## 1 保育士配置の特例に至る経過

本市の民間保育所における保育士の配置基準については、これまで、「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」並びに「川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱」により、国の省令に基づき定める最低基準と市が上乗せで配置を求める加配基準を定め、運用を行ってきたところです。

この度、多様な保育の担い手確保の観点から、国の省令が改正され、当分の間、**保育士の配置要件の緩和がなされ、本市の条例上も同様の改正を行った**ことから、質の担保を図りつつ、市の加配保育士分についても整合を図るとともに、昨年度から通知により行っている非常勤職員の常勤換算の方法も含め、次のとおり取扱うこととします。

## 2 保育士の配置要件（基本となる基準）

（配置イメージ／利用定員90人、利用実員105人の保育所の場合）



「17人全員について常勤保育士によることが原則」

## 3 保育士配置に係る特例（朝夕の時間帯等に係る特例）

今回の条例改正により、朝夕の時間帯等で児童の数が少数であるとき、年齢別配置基準保育士が1人となる場合に、**最低2人は配置しなければならない保育士の1人について、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者でもよいもの**とします（条例附則7項）。

また、この取扱いは、別添通知により**11時間の開所時間外の延長保育時間帯にあっては同様**とします。

なお、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は、保育所等での保育業務従事期間が常勤で1年以上ある者、家庭的保育者及び子育て支援員研修の地域型保育コースを修了した者とします（要綱5条6項、別添通知）。

## 4 保育士配置に係る特例（多様な担い手の活用・常勤換算に係る特例）

### ●多様な担い手の活用に係る特例

＜看護師・准看護師の配置に係る特例 ~看護師は平成25年4月1日、准看護師は平成27年7月7日から~＞

乳児を4人以上受入れる場合（条例附則6項）

⇒1人に限り、**年齢別配置基準、その他国基準等又は市加配保育士**とみなせます。

乳児を4人以上受入れていない場合（要綱5条10項、別添通知）

⇒1人に限り、**その他国基準等又は市加配保育士**とみなせます。

＜地域限定保育士の配置に係る特例 ~平成27年12月17日から~＞

神奈川県実施分に限り、保育士と同等に取扱います（条例29条6項）。

＜保育士登録申請中（手続中）の者の配置に係る特例 ~新制度施行前から~＞

登録申請中の確認ができる者は**その他国基準等又は市加配保育士**とみなせます（別添通知）。

＜小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、その他保育補助者の配置に係る特例 ~平成28年6月20日から~＞

小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は看護師・准看護師と併せて、**年齢別配置基準保育士の1/3（端数切捨）までとその他国基準等保育士**としてみなせます。ただし、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の年齢別配置基準保育士への充当は、**定員超過分に限り**ます（条例附則8~10項）。また、小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭と市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、その他の保育補助者は、**その他国基準等保育士の人数の範囲内、その他国基準等保育士としてみなしていない人数分に限り、市加配保育士**としてみなせます（別添通知）。

＜要件整理表（より充当範囲が広い順。ただし詳細の要件は上記文章による）＞

	年齢別配置基準		その他国基準等	市加配
	定員分	超過分		
地域限定保育士	○	○	○	○
小学校教諭等	○（1/3まで）	○（1/3まで）	○（その他国の人数内）	○（その他国の人数内）
看護師・准看護師	○（乳児4人以上受入時1人に限る）	○（乳児4人以上受入時1人に限る）	○（1人に限る）	○（1人に限る）
市長が認める者	×	○（1/3まで）	○（その他国の人数内）	○（その他国の人数内）
保育士（手続中）	×	×	○	○
保育補助者	×	×	×	○（その他国の人数内）

※産明け対応保育士についても、当分の間、休憩休息保育士等と同様に全職種の充当を可能とします。なお、その際、その他国基準等の人数の範囲内制限はありません（別添通知）。

### ●非常勤職員の常勤換算に係る特例

＜その他国基準等保育士及び市の加配保育士の常勤換算に係る特例 ~平成27年4月1日から~＞

上記の多様な担い手の活用に係る特例を適用した上で、該当者が非常勤職員の場合は、**その他国基準等保育士の人数の範囲内、上記特例と併せて、その他国基準等保育士又は市加配保育士として常勤換算を行えるもの**とします。

その際、その他国基準等保育士としては、**他の常勤職員の勤務時間数（例：160時間）をもって常勤換算**を行えるものとし、市加配保育士（産明け対応保育士を含む）としては、**120時間をもって常勤換算**を行えるものとします（別添通知）。